

# (社)大阪大学工業会の新法人制度対応について

## —なぜ(社)大阪大学工業会は一般法人へ移行するのか—

(社)大阪大学工業会は、平成21年9月1日の臨時総会(第89回通常総会をインフルエンザ流行により中止したため臨時に開催)において、新法人制度の対応として非営利型一般社団法人へ移行することを決定しました。

移行にあたっては、まず現在の定款を法律にあったものに変更することが必要で、本年5月17日(火)開催の総会において、会員の皆様に定款変更案の承認を頂く予定をしております。現在の定款と改定定款案を併記していますので、変更すべき点、疑問点がございましたら事務局にご連絡ください。

今回の総会は(社)大阪大学工業会の将来を決める重要な総会です。是非会員の皆様には総会への出席をお願いします。やむを得ずご欠席の場合は必ず委任状(別送いたします)の返送をお願いします。

総会における定款変更案の提示・承認に当たり、もう一度以下で新法人制度についてご説明し、皆様のご理解を深めていただきたいと思っております。

平成20年12月1日に新しい法人制度の根拠となる3法(法人法、認定法、整備法)が施行され、法人の定款、組織、運営等のあり方についてこと細かに決められました。工業会は法律が施行されると同時に自動的に「特例民法法人」となりました。特例民法法人の間は「公益社団法人」の名称が使用でき、優遇措置も今までと何ら変わりありません。しかし、平成25年11月30日までに、定款、組織、運営方法等を法律に適合するよう変更すると同時に、以下のどれかを選択し移行するよう法律で義務付けられています。

1. 公益社団法人への移行認定(公益認定)を受け、公益社団法人になる。
2. 一般法人への移行認可を受け、一般社団法人になる。
3. 解散し、所有する財産は、国または、同様な法人、学校等に寄附する。

移行認定(公益認定)と移行認可の違いの主なものは以下の通りです。

〈公益認定(公益法人になる)〉

メリット

- ・ 行政庁の監督の下、税制上の優遇措置を多く受けつつ、主に公益目的事業が出来る。
- ・ 公益社団法人の名称が使用できる。

デメリット

- ・ 認定の要件が厳しい上、法人の運営、事業の内容、資産の使途・管理等について、法令上の要件を継続的に満たす必要がある。(例えば使途が明確に決まっていない財産であ

る遊休財産の所有制限、認定後に実施する新規事業も行政庁の公益認定が必要等など)

- ・ 監督・フォローが厳しい。工業会の現状要員では対応が十分出来なく、要員増強が必要になる。移行認定(公益認定)を受けた後、公益認定基準のいずれかに該当しなくなり認定取消処分を受けたり、自発的に一般社団法人へ移行した場合でも解散したと見做され、公益目的取得財産((社)大阪大学工業会は現在約3億円を所有)は、解散時と同様に大学や他の公益事業等に寄附することとなる。

〈移行認可(一般法人になる)〉

メリット

- ・ 比較的自由な立場で、定款に定めた目的、実施事業の範囲で公益目的事業を含む様々な事業が出来る。
- ・ (社)大阪大学工業会の場合、移行後も会費収入に対しては税金はかからない。

デメリット

- ・ 公益目的支出計画(公益目的財産額に相当する金額を、公益の目的の為に消費していく計画)にしたがって事業を実施する必要がある。この期間中必要な範囲内で整備法に基づく行政庁の監督を受ける。この計画期間は現在検討中ですが、10年から15年になると想定している。
- ・ 利息には税金がかかる。

〈結論〉

今、工業会が公益社団法人への移行を目指すのは、公益認定の取得及び公益法人の維持が非常に困難な上、メリットが少なくデメリットが多いので得策ではありません。従って現在工業会が所有する先人達から引き継いだ資産を有意義に利用でき、現在実施している公益事業の継続も可能(継続公益事業認定が必要)で、かつ自由に事業拡大が図れる一般社団法人(利息及び収益事業にのみ課税)を工業会は目指します。なお、要件を満たせば公益認定を受け、いつでも一般社団法人から公益社団法人になることが可能です。定款改定案は公益社団法人になった時も、第1条の変更(名称)のみで利用できる案となっています。

現行定款と定款変更案

今回の定款変更の主な点は以下の通りです。

1. 工業会の実施事業を4つの公益目的事業とする。
2. 会員種別を「正会員」「学生会員」「賛助会員」「名誉会員」の4種とし、特別会員を廃止する。
3. 設置する機関を、社員総会、理事、理事会及び監事とし、評議員会を廃止する。
4. 理事の定員を15名以上30名以内とする。
5. その他、法律による規定への対応。